

U&I NEWSLETTER 番外編

弁護士法人 瓜生・糸賀法律事務所
URYU & ITOGA <https://uryuitoga.com>
東京事務所 〒107-6036 東京都港区赤坂1丁目12番32号
アーク森ビル 36階
TOKYO OFFICE Ark Mori Bldg. 36F 12-32, Akasaka 1-chome
Minato-ku, Tokyo 107-6036, JAPAN
TEL: 03-5575-8400 FAX: 03-5575-0800

弁護士法人で働く
公認会計士の
業務内容

公認会計士 田上 熊野

1. はじめに

2018年に大手監査法人から転職し、現在弁護士法人である当事務所で勤務しています。本稿では、他のU&I NEWSLETTERとは異なり、弁護士法人で公認会計士として働く者として、普段どのような業務を行っているかを簡単に報告いたします。

2. 主な業務の内容

当事務所には、法律事務所としては珍しく、公認会計士及び税理士が「会計チーム」¹として所属しており、所属する弁護士と協力し、又は会計チームとして業務を行っています。私が担当した業務の主なものは以下の通りです。

(1) 財務・税務デューデリジェンス

デューデリジェンスとは、M&A等において対象会社の調査を行う手続きをいいます。一般的なM&Aでは、契約・ガバナンス関係について、法務デューデリジェンス、財務・会計関係について、財務・税務デューデリジェンスを行うことが多く、当事務所でも、ある案件について、所内の弁護士が法務デューデリジェンスを、会計チームが、財務・税務デューデリジェンスを担当することが多くあります。

所内の弁護士が同じ案件に携わっているため、私も弁護士と緊密なコミュニケーションを取りながら作業を進めることが可能で、些細な事から複雑な事象まで相談することができ、大変助かります。

例えば、不動産関連の調査に際しては、弁護士が権利関係の調査を行い、会計チームで帳簿価格の妥当性、時価の算定、減損の要否の検討等、連携して対応することにより効率的な調査が可能となります。

¹ 正式名称という訳ではありませんが、所内ではこれで通っています。

(2) 不正調査・デジタルフォレンジック

デジタルフォレンジックとは、PC やスマートフォン等のデジタルデバイスに記録されたデータを回収・復元し、これを分析する手法をいい、不正調査の一つの手続きです。

例えば、循環取引、架空在庫などの会計不正案件においては、会計チームで帳簿閲覧、原始証憑の突合、デジタルフォレンジックにより抽出されたメール等の電子データのレビュー等を行い、また、弁護士と共同して調査対象者へのヒアリング等を行うことで、弁護士による事実認定のサポートを行っています。

(3) 相続・事業承継

相続・事業承継業務では、相続が発生した案件の申告業務に限らず²、親族や後進への事業承継(ファミリービジネスの持続的な発展)を想定している先代経営者、又は、先代経営者からのスムーズな承継を望んでいる後継者等に対し、法務、会計・税務、ビジネス的な観点から最適なスキームを提案し、その実現を支援します。

会計事務所が単独で業務を行う場合、「法的な実行可能性については、貴社顧問弁護士等にお問い合わせください。」といった形で、法務関連業務は外部に依頼することになりますが、当事務所においては、弁護士と共同で最適なスキームの立案・実行が可能です。

上記の他に、会計処理の問い合わせについての調査・報告や、グループの税理士法人と共同しての決算作成支援業務等も行っています。

3. おわりに

筆者が転職する際に、前職の同僚に法律事務所に転職すると伝えたところ、まったく公認会計士と違う業務を行うものと思われたようで、「せっかく会計士になったのにもったいないですね」と言われたことがあります。もっとも、上記をご覧頂ければ、法律事務所で働くといっても、公認会計士の知識・経験を活かした、まさに公認会計士ならではの業務であることがお分かり頂けるかと思います。

以上、弁護士法人内での公認会計士の業務内容をご紹介いたしました。皆様のご理解に資することができれば幸いです。

本ニュースレターに関するお問い合わせは、下記までご連絡ください。

(E-mail: <https://uryuitoga.com/form>)

以上

² 申告業務は所内の税理士の指導のもと、補助的業務を共同して行います。